

## 自己資本の充実の状況について

### 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普通出資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に 算入された額：2,404百万円

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は10.83%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第10次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、(金庫の現況)31ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

### 信用リスクに関する項目

#### 信用リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況)10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

#### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的な角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務取扱マニュアル」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないように、分散に努めております。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、有価証券(投資信託)関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内の取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

### 証券化エクスポージャーに関する事項

#### リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、オリジネーターにあたる取引はございません。

#### 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

#### 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

#### 体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ)への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
- ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的あるいは適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補充の充分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

## オペレーショナル・リスクに関する項目

### リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況) 10ページ「リスク管理体制」をご参照ください。

### 銀行勘定における出資その他 これに類するエクスポージャー 又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## 銀行勘定の金利リスクに関する事項

### イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値 (現在価値) や、貸出金の金利差などから得られる将来収益 (金利収益) が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測・評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

### ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII (銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。) 並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提  
流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- ⑥ スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)  
スプレッドは考慮しておりません。
- ⑦ 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
該当事項はございません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVEは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。

$\Delta$ NIIは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
重要性テスト ( $\Delta$ EVE/自己資本) は、監督上の基準である20%を上回っておりますが、銀行勘定の金利リスクが顕在化しても自己資本比率4% (国内基準) を確保できる水準となっております。

(2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ① 金利ショックに関する説明
- ② 金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIと大きく異なる点)  
当金庫では、有価証券の金利リスクとして、VaR及び125BPVを計測しております。VaR計測においては、過去5年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル・シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

## 単体における事業年度の開示事項

## 自己資本の構成に関する事項

## ■単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	31,025	32,415
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,400	2,404
うち、利益剰余金の額	28,720	30,106
うち、外部流出予定額(△)	94	95
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	753	735
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	753	735
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	68	34
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	31,847	33,184
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	107
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	107
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	6	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	55
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	120	162
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	31,727	33,022
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	290,888	290,466
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 661	△664
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	763	760
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,179	14,435
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	305,068	304,901
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.40%	10.83%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	290,888	11,635	290,466	11,618
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	264,144	10,565	261,598	10,463
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	250	10	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	911	36	1,070	42
地方三公社向け	378	15	363	14
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	34,567	1,382	40,762	1,630
法人等向け	93,013	3,720	93,496	3,739
中小企業等向け及び個人向け	59,153	2,366	51,999	2,079
抵当権付住宅ローン	5,664	226	5,381	215
不動産取得等事業向け	45,305	1,812	42,061	1,682
三月以上延滞等	866	34	580	23
取立未済手形	37	1	35	1
信用保証協会等による保証付	1,959	78	1,695	67
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,372	254	7,091	283
出資等のエクスポージャー	6,372	254	7,091	283
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	15,662	626	17,000	680
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,120	164	4,180	167
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	763	30	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	8,402	336	10,444	417
② 証券化エクスポージャー	1,004	40	1,050	42
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	1,004	40	1,050
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,072	1,002	25,947	1,037
ルック・スルー方式	25,072	1,002	25,947	1,037
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	763	30	760	30
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,330	53	2,534	101
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,179	567	14,435	577
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	305,068	12,202	304,901	12,196

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー-期末残高								三月以上延滞エクスポージャー			
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引				債 券				デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	40,228	41,813	23,687	23,125	16,239	17,395	301	1,293	-	-	79	46		
農業、林業	540	161	540	161	-	-	-	-	-	-	0	-		
漁業	291	279	291	279	-	-	-	-	-	-	4	-		
鉱業、採石業、砂利採取業	196	176	196	176	-	-	-	-	-	-	-	-		
建設業	43,955	40,843	42,161	39,477	1,794	1,366	-	-	-	-	198	167		
電気・ガス・熱供給・水道業	4,480	5,968	26	24	4,258	5,747	195	197	-	-	-	-		
情報通信業	3,086	1,903	893	953	2,193	950	-	-	-	-	33	-		
運輸業、郵便業	15,796	13,997	7,636	6,901	8,159	6,896	-	199	-	-	-	184		
卸売業、小売業	30,847	30,150	27,660	26,251	3,186	3,898	-	-	-	-	212	210		
金融業、保険業	197,315	226,181	9,042	12,885	17,470	11,261	33,364	36,267	4,434	8,446	-	-		
不動産業	82,743	80,336	76,227	73,776	6,516	6,560	-	-	-	-	143	54		
物品賃貸業	1,496	1,476	1,496	1,476	-	-	-	-	-	-	-	-		
学術研究、専門技術サービス業	3,690	2,592	3,690	2,592	-	-	-	-	-	-	6	-		
宿泊業	3,755	4,149	3,755	4,149	-	-	-	-	-	-	-	-		
飲食業	8,437	7,901	8,437	7,901	-	-	-	-	-	-	179	146		
生活関連サービス業、娯楽業	15,507	17,087	15,507	17,087	-	-	-	-	-	-	38	48		
教育、学習支援業	786	754	786	754	-	-	-	-	-	-	-	-		
医療、福祉	12,725	12,029	12,530	11,834	195	194	-	-	-	-	-	-		
その他のサービス	10,264	8,374	10,264	8,374	-	-	-	-	-	-	39	-		
国・地方公共団体等	137,722	92,691	28,924	22,892	59,774	53,052	16,893	15,482	-	-	-	-		
個人	78,293	77,074	78,293	77,074	-	-	-	-	-	-	185	200		
その他	42,676	51,453	-	-	4,256	4,301	16,767	17,835	-	-	-	-		
業種別合計	734,838	717,399	352,049	338,149	124,045	111,625	67,523	71,274	4,434	8,446	1,122	1,057		
1年以下	100,267	134,220	43,758	46,263	18,204	6,150	1,005	6,506	-	-	-	-		
1年超3年以下	120,799	66,189	25,515	26,927	9,120	7,240	12,163	8,583	-	437	-	-		
3年超5年以下	57,622	71,284	33,113	28,468	8,971	18,199	14,160	20,722	1,377	893	-	-		
5年超7年以下	56,244	90,342	21,969	52,467	17,582	15,877	14,693	14,997	-	-	-	-		
7年超10年以下	117,175	89,109	68,388	37,074	26,000	22,576	12,756	8,368	2,030	6,090	-	-		
10年超	188,166	177,570	127,927	122,549	43,466	40,897	12,745	12,096	1,026	1,026	-	-		
期間の定めのないもの	94,562	88,683	31,376	24,398	699	682	-	-	-	-	-	-		
残存期間別合計	734,838	717,399	352,049	338,149	124,045	111,625	67,523	71,274	4,434	8,446	-	-		

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額		令和3年度	令和4年度
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	219	234	42	15	-	-
農業、林業	4	0	△ 0	△ 4	-	-
漁業	3	3	△ 0	△ 0	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	110	93	△ 12	△ 17	-	52
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	15	6	15	△ 8	-	-
運輸業、郵便業	1,118	1,071	△ 53	△ 46	-	-
卸売業、小売業	209	176	15	△ 32	2	3
金融業、保険業	140	7	140	△ 132	-	-
不動産業	785	531	373	△ 254	85	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	45	31	△ 33	△ 14	3	-
宿泊業	159	159	159	-	-	-
飲食業	82	109	26	27	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	368	384	7	16	-	-
教育、学習支援業	3	3	△ 1	△ 0	-	-
医療、福祉	26	44	0	18	-	-
その他のサービス	153	52	107	△ 100	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	111	189	△ 14	78	-	0
その他	51	51	△ 0	-	-	-
業種別合計	3,609	3,152	771	△ 457	91	56

- (注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	206,714	-	159,868
10%	-	29,108	-	28,057
20%	37,546	143,258	37,084	199,125
35%	-	16,185	-	15,375
50%	51,991	24,138	55,785	1,416
75%	-	67,967	-	65,893
100%	10,601	117,837	10,296	117,409
150%	-	297	-	187
200%	-	-	-	-
250%	3,400	-	3,400	-
1250%	-	-	-	-
合計	103,540	605,507	106,566	587,334

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		6,551	5,409	24,093	25,378	—	—

※当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	14	14
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	14	14

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
派生商品取引合計	4,434	8,446	4,434	8,446
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	4,434	8,446	4,434	8,446
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	4,434	8,446	4,434	8,446

※グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

## オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

## ■原資産の合計額等

該当する取引はございません。

## ■原資産を構成するエクスポージャーに係る三月以上延滞エクスポージャーの額等

該当する取引はございません。

## ■証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

## ■当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当する取引はございません。

## ■証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

## ■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

## ■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はございません。

## ■証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

## ■早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当する取引はございません。

## ■保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当する取引はございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

### 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
証券化エクスポージャーの額	3,966	4,200
金銭信託	—	—
貸出債権	702	1,106
住宅ローン	3,264	3,093

### 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度	
	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引
15～50%未満	3,264	—	3,497	—	26	—	27	—
50～100%未満	702	—	702	—	14	—	14	—
100～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—

※所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

### 再証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	2,155	2,155	2,999	2,999
非上場株式等	4,196	—	4,092	—
合計	6,352	2,155	7,091	2,999

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	239	287
売却損	22	20
償却	—	—

※損益計算書における損益の額を記載しております。

### 貸借対照表で認識され、且つ、 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	△31	△157

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	—	—

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	53,062	53,335
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1 : 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	15,692	16,815	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	21	36				
3	スティープ化	12,816	14,005						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	15,692	16,815	21	36				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	33,022		31,727					

※金利リスクの算定方法の概要等は、「銀行勘定の金利リスクに関する事項」の項目に記載しております。

## 連結会計年度の開示事項

その他金融機関等<sup>(注)</sup>であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

## 自己資本の構成に関する事項

## 連結自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	31,164	32,522
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,400	2,404
うち、利益剰余金の額	28,859	30,213
うち、外部流出予定額(△)	94	95
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	753	735
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	753	735
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	68	34
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	31,986	33,291
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	113	107
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	113	107
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	6	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	55
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	120	162
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	31,866	33,128
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	290,965	290,505
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 661	△ 664
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	763	760
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,159	14,415
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	305,124	304,920
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.44%	10.86%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



## 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	290,965	11,638	290,505	11,620
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	264,220	10,568	261,637	10,465
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	250	10	60	2
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	911	36	1,070	42
地方三公社向け	378	15	363	14
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	34,567	1,382	40,762	1,630
法人等向け	93,013	3,720	93,496	3,739
中小企業等向け及び個人向け	59,153	2,366	51,999	2,079
抵当権付住宅ローン	5,664	226	5,381	215
不動産取得等事業向け	45,305	1,812	42,061	1,682
三月以上延滞等	866	34	580	23
取立未済手形	37	1	35	1
信用保証協会等による保証付	1,959	78	1,695	67
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	6,372	254	7,091	283
出資等のエクスポージャー	6,372	254	7,091	283
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	15,738	629	17,039	681
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,120	164	4,180	167
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	763	30	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	8,479	339	10,483	419
② 証券化エクスポージャー	1,004	40	1,050	42
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,004	40	1,050	42
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,072	1,002	25,947	1,037
ルック・スルー方式	25,072	1,002	25,947	1,037
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	763	30	760	30
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,330	53	2,534	101
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,159	566	14,415	576
ハ.連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	305,124	12,204	304,920	12,196

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
	令和3年度	令和4年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引		令和3年度	令和4年度
		令和3年度	令和4年度	国内	国外	国内	国外	国内	国外	令和3年度	令和4年度	
製 造 業	40,228	41,813	23,687	23,125	16,239	17,395	301	1,293	-	-	79	46
農 業、林 業	540	161	540	161	-	-	-	-	-	-	0	-
漁 業	291	279	291	279	-	-	-	-	-	-	4	-
鉱業、採石業、砂利採取業	196	176	196	176	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	43,955	40,843	42,161	39,477	1,794	1,366	-	-	-	-	198	167
電気・ガス・熱供給・水道業	4,480	5,968	26	24	4,258	5,747	195	197	-	-	-	-
情 報 通 信 業	3,086	1,903	893	953	2,193	950	-	-	-	-	33	-
運 輸 業、郵 便 業	15,796	13,997	7,636	6,901	8,159	6,896	-	199	-	-	-	184
卸 売 業、小 売 業	30,847	30,150	27,660	26,251	3,186	3,898	-	-	-	-	212	210
金 融 業、保 険 業	197,315	226,181	9,042	12,885	17,470	11,261	33,364	36,267	4,434	8,446	-	-
不 動 産 業	82,743	80,336	76,227	73,776	6,516	6,560	-	-	-	-	143	54
物 品 賃 貸 業	1,496	1,476	1,496	1,476	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3,690	2,592	3,690	2,592	-	-	-	-	-	-	6	-
宿 泊 業	3,755	4,149	3,755	4,149	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	8,437	7,901	8,437	7,901	-	-	-	-	-	-	179	146
生活関連サービス業、娯楽業	15,507	17,087	15,507	17,087	-	-	-	-	-	-	38	48
教 育、学 習 支 援 業	786	754	786	754	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	12,725	12,029	12,530	11,834	195	194	-	-	-	-	-	-
その 他 の サ ー ビ ス	10,264	8,374	10,264	8,374	-	-	-	-	-	-	39	-
国・地方公共団体等	137,722	92,691	28,924	22,892	59,774	53,052	16,893	15,482	-	-	-	-
個 人	78,293	77,074	78,293	77,074	-	-	-	-	-	-	185	200
そ の 他	42,753	51,492	-	-	4,256	4,301	16,767	17,835	-	-	-	-
<b>業種別合計</b>	<b>734,915</b>	<b>717,437</b>	<b>352,049</b>	<b>338,149</b>	<b>124,045</b>	<b>111,625</b>	<b>67,523</b>	<b>71,274</b>	<b>4,434</b>	<b>8,446</b>	<b>1,122</b>	<b>1,057</b>
1 年 以 下	100,267	134,220	43,758	46,263	18,204	6,150	1,005	6,506	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	120,799	66,189	25,515	26,927	9,120	7,240	12,163	8,583	-	437	-	-
3 年 超 5 年 以 下	57,622	71,284	33,113	28,468	8,971	18,199	14,160	20,722	1,377	893	-	-
5 年 超 7 年 以 下	56,244	90,342	21,969	52,467	17,582	15,877	14,693	14,997	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	117,175	89,109	68,388	37,074	26,000	22,576	12,756	8,368	2,030	6,090	-	-
1 0 年 超	188,166	177,570	127,927	122,549	43,466	40,897	12,745	12,096	1,026	1,026	-	-
期間の定めのないもの	94,639	88,722	31,376	24,398	699	682	-	-	-	-	-	-
<b>残存期間別合計</b>	<b>734,915</b>	<b>717,437</b>	<b>352,049</b>	<b>338,149</b>	<b>124,045</b>	<b>111,625</b>	<b>67,523</b>	<b>71,274</b>	<b>4,434</b>	<b>8,446</b>		

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。  
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払日が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

資料情報編24ページをご参照ください。

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	206,714	-	159,868
10%	-	29,108	-	28,057
20%	37,546	143,258	37,084	199,125
35%	-	16,185	-	15,375
50%	51,991	24,138	55,785	1,416
75%	-	67,967	-	65,893
100%	10,601	117,914	10,296	117,448
150%	-	297	-	187
200%	-	-	-	-
250%	3,400	-	3,400	-
1250%	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>103,540</b>	<b>605,584</b>	<b>106,566</b>	<b>587,373</b>

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### 信用リスク削減手法に関する事項

資料情報編25ページをご参照ください。

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

資料情報編25ページをご参照ください。

### 証券化エクスポージャーに関する事項

資料情報編25・26ページをご参照ください。

### 出資等エクスポージャーに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。

### リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。

### 金利リスクに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。